

## 目 次

教育委員会規則	
○北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則	3
教育委員会訓令	
○北海道教育委員会職員倫理綱領の一部を改正する教育委員会訓令	8
共同訓令（北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部）	
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令	8
共同訓令（北海道・北海道企業局・北海道教育委員会）	
○北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令	9
共同訓令（北海道・北海道教育委員会）	
○北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程の一部を改正する訓令	9
教育長訓令	
○機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令	9

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第7号）

- 趣旨  
北海道教育庁の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
  - 教育次長の名称を教育部長と学校教育監に改称することとした（第3条及び第36条関係）。
  - 学校教育局に指導担当局長及び特別支援教育担当局長を設置することとした（第36条関係）。
  - 学校教育局義務教育課に教育環境支援担当課長を設置し、生涯学習推進局生涯学習課子ども地域支援担当課長を廃止することとした（第18条及び第23条関係）。
  - 生涯学習課長の業務と生涯学習推進センター担当課長の業務を統合し、生涯学習課長が生涯学習推進センター所長を兼職することとした。（第23条関係）。
  - その他所要の規定の整備を行うこととした。
  - 他の教育委員会規則の規定の整備を行うこととした（附則第2項から第4項まで関係）。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、平成27年6月1日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
平成27年5月29日

北海道教育委員会委員長 中村 隆 信

### 北海道教育委員会規則第7号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則  
(北海道教育庁組織規則の一部改正)

**第1条** 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次第2章第1節中「教育次長」を「教育部長」に改め、「教育職員監」の次に「、学校教育監」を加える。

第2章第1節中「教育次長」を「教育部長」に改め、「教育職員監」の次に「、学校教

育監」を加える。

第3条の見出し中「教育次長」を「教育部長」に改め、「教育職員監」の次に「、学校教育監」を加え、同条第1項中「教育次長及び」を「教育部長並びに」に改め、「教育職員監」の次に「及び学校教育監」を加え、同条第2項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

第17条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 国際理解教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること。

第18条に次の2号を加える。

(12) 学校支援地域本部、放課後子供教室及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。

(13) 前号に定めるもののほか、市町村教育委員会が行う地域支援活動に関し、指導及び助言を与えること。

第18条に次の1項を加える。

2 義務教育課担当課長は、義務教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

(1) 市町村立の幼稚園、小学校及び中学校に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（健康・体育課及び学校教育局参事の所掌に属するものを除く。）。

ア 幼稚園、小学校及び中学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること（総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。）。

イ 幼稚園、小学校及び中学校の組織編成及び教材等の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

エ 管理運営のための補助に関すること。

(3) 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校及び中学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び予算措置による国の補助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 幼稚園、小学校及び中学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。

(5) 学校支援地域本部、放課後子供教室及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。

(6) 前号に定めるもののほか、市町村教育委員会が行う地域支援活動に関し、指導及び助言を与えること。

第23条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号及び第18号を削り、第19号を第16号とし、第20号を第17号とし、同条第2項を削る。

第36条第1項第1号の表中

教育次長 (総括)	上司の命を受け、本庁の事務を掌理し、所属職員を監督する。	を	教 教 学
教育次長	上司の命を受け、本庁の特定の事務を掌理し、所属職員を監督する。		
教育職員監	上司の命を受け、本庁の特定の事務及び職員団体との交渉に関する事務を掌理し、所属職員を監督する。		

育部長	上司の命を受け、本庁の事務を掌理し、所属職員を監督する。
-----	------------------------------

育職員監	上司の命を受け、本庁の特定の事務及び職員団体との交渉に関する事務を掌理し、所属職員を監督する。
学校教育監	上司の命を受け、本庁の特定の事務を掌理し、所属職員を監督する。

「  
に、

局次長	局長を補佐し、局の主する特定の事務を整理
-----	----------------------

「  
管に属する。」

を

担当局長	上司の命を受け、局の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。
------	---

「  
に、

総務政策局総務課 総務政策局教職員課 生涯学習推進局生涯学習課	担
---------------------------------------	---

当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	事務職員
-----	---	------

「  
を

総務政策局総務課 総務政策局教職員課 学校教育局義務教育課	担当課
-------------------------------------	-----

長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	事務職員
---	---	------

「  
に、

学校教育局教育職員局新しい高校づくり推進室課 教育職員局教職員事務センター	専門参事
学校教育局教育職員局新しい高校づくり推進室課	主幹
生涯学習推進局生涯学習課	主幹
教育職員局教職員事務センター	主幹
学校教育局健康・体育課 教育職員局福利課	主幹
生涯学習推進局生涯学習課	社会教育幹
生涯学習推進	学芸主幹

局文化財・博  
物館課

	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	事務職員
	所掌事務を整理し、グループの事務をつかさどり、参事を補佐する。	事務職員 指導主事
	課の事務を整理し、グループの事務をつかさどり、課長を補佐する。	事務職員 技術職員 指導主事
	課の事務を整理し、専門的技術的事項に関する事務を所掌し、課長を補佐する。	事務職員（司書）
	センターの事務を整理し、グループの事務をつかさどり、センター長を補佐する。	事務職員
	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務職員 技術職員
主	青少年体験活動支援施設に関する専門的技術的事項に関する事務を所掌し、グループの事務をつかさどり、課長を補佐する。	事務職員
	博物館に関する専門的技術的事項に関する事務を所掌し、グループの事務をつかさどり課長を補佐する。	事務職員

を

「	学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室 課 教育職員局教 職員事務セン ター	専門参事
		主幹
	生涯学習推進 局生涯学習課	社会教育主 幹
	生涯学習推進 局文化財・博 物館課	学芸主幹

	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	事務職員
	上司の命を受け、特定の事務を掌理し、又は整理する。	事務職員 技術職員 指導主事
	青少年体験活動支援施設に関する専門的技術的事項に関する事務を掌理し、又は整理する。	事務職員
	博物館に関する専門的技術的事項に関する事務を掌理し、又は整理する。	事務職員

に改める。

（北海道立教育研究所管理規則の一部改正）

第2条 北海道立教育研究所管理規則（昭和44年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改める。

第2条第1項の表課の部主査の項の次に次のように加える。

研究研修 主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務をつかさどる。
------------	-------------------------------------

第5条第3項第1号を次のように改める。

(1) 事業の計画・実施及び総合調整に関すること。

第6条第1号中「事業」を「研究及び研修」に改める。

附 則

- この教育委員会規則は、平成27年6月1日から施行する。
- 北海道教育功績者表彰規則（昭和28年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表推薦者の欄中「教育次長」を「教育部長」に改め、「教育職員監」の次に「、学校教育監」を加え、「局次長」を「担当局長」に改める。

第5条中「表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。ただし、第3条第1項第4号に掲げる者についての表彰にあっては、表彰状を授与して行う。」を「表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、表彰状及び記念品を授与して行う。」に改める。

- 北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育次長」を「教育部長」に改め、「教育職員監」の次に「、学校教育監」を加える。

別表中	北海道教育庁 教育次長の印	23ミリメートル 平方	北海道 教育庁 教育次長	総務政策局総 務課長	を
	北海道教育庁 教育職員監の 印	23ミリメートル 平方	北海道 教育庁 教育職員監	教育職員局参 事	

北海道教育庁 教育部長の印	23ミリメートル 平方	北海道 教育庁 教育部長	総務政策局総 務課長	に改める。
北海道教育庁 教育職員監の 印	23ミリメートル 平方	北海道 教育庁 教育職員監	教育職員局参 事	
北海道教育庁 学校教育監の 印	23ミリメートル 平方	北海道 教育庁 学校教育監	総務政策局総 務課長	

- 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号イ中「教育次長」を「教育部長」に改め、「教育職員監」の次に「、学校教育監」を加え、「本庁の局次長」を「担当局長」に改める。

---

**教育委員会訓令**

---

**北海道教育委員会訓令第2号**庁 中 一 般  
所 管 機 関

北海道教育委員会職員倫理綱領の一部を改正する教育委員会訓令を次のように定める。  
平成27年 5 月 29 日

北海道教育委員会委員長 中 村 隆 信

北海道教育委員会職員倫理綱領の一部を改正する教育委員会訓令

(北海道教育委員会職員倫理綱領の一部改正)

北海道教育委員会職員倫理綱領（平成10年北海道教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「教育次長の職にある者のうち教育長の指定する者」を「教育部長」に改め、同条第4項中「関係次課長等」を「関係部課長等」に改める。

**附 則**

この教育委員会訓令は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

---

**共 同 訓 令**

---

**北 海 道****北海道教育委員会訓令第1号****北海道警察本部**庁 中 一 般  
部 局

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成27年 5 月 29 日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ

北海道教育委員会委員長 中 村 隆 信

北海道警察本部長 室 城 信 之

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部改正)

**第1条** 北海道青少年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定するもの及び北海道警察本部生活安全部長の職にある者」を「北海道教育庁教育部長及び北海道警察本部生活安全部長」に改める。

(北海道入権施策推進本部設置規程の一部改正)

**第2条** 北海道入権施策推進本部設置規程（平成16年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者及び警察本部警務部長」を「北海道教育庁教育部長及び北海道警察本部警務部長」に改める。

(消費生活安定会議規程の一部改正)

**第3条** 消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条4項中「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」を「北海道教育庁教育部長」に改める。

(北海道生涯学習推進本部設置規程の一部改正)

**第4条** 北海道生涯学習推進本部設置規程（平成2年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「北海道教育庁教育次長並びに北海道警察本部の生活安全部長及び交通部長の職にある者」を「北海道教育庁教育部長並びに北海道警察本部の生活安全部長及び交通部長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

北海道  
北海道企業局訓令第1号  
北海道教育委員会

庁 中 一 般  
部 局

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年 5 月29日

北海道知事 高橋 はるみ  
北海道公営企業管理者 伊藤 邦 宏  
北海道教育委員会委員長 中村 隆 信

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令  
北海道土地・水対策連絡協議会設置規程（昭和47年北海道・北海道企業局・北海道教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」を「北海道教育庁教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

北海道  
北海道教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
部 局

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年 5 月29日

北海道知事 高橋 はるみ  
北海道教育委員会委員長 中村 隆 信

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程の一部を改正する訓令  
北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程（昭和56年北海道・北海道教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指名する者」を「北海道教育庁教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第8号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。  
平成27年 5 月29日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令  
（北海道教育庁職員服務規程の一部改正）

第1条 北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「教育次長（総括）」を「教育部長」に改める。

教育次長（総括）、教育次長及び教育職員監（参与を含む。）	教育長	教育部長、校教育監（
総務政策局及び生涯学習推進局の局長、局次長及び課長（参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。）	教育次長（総括）	
		総務政策局の局長、（参事、担副参与及び

別表中	並びに教育指導監		を	
	学校教育局の局長、局次長及び課長（参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。）並びに新しい高校づくり推進室の室長及び参事	教育次長		学校教育局及び課長（医療参事、事を含む。）づくり推進並びに教育
	教育職員局の局長、局次長及び課長（参事、教育職員局教職員事務センター長、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。）	教育職員監		教育職員局及び課長（教職員事務課長、医療専門参事を

教育職員監及び学参与を含む。）	教育長
及び生涯学習推進担当局長及び課長、担当課長、医療参事、専門参事を含む。）	教育部長
の局長、担当局長参事、担当課長、副参与及び専門参並びに新しい高校室の室長及び参事指導監	学校教育監
の局長、担当局長参事、教育職員局センター長、担当参事、副参与及び含む。）	教育職員監

に改める。

（教育庁分課事務分掌規程の一部改正）

**第2条** 教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条及び第9条中「教育次長」を「教育部長」に改める。

別表第1中	義務教育課	支援グループ 教職員研修グループ 義務教育指導グループ 学力向上推進グループ	総括担当主査を含む。	を

生涯学



義務教育課	義務教育グループ 学力向上推進グループ 教職員研修グループ	総括担当主査を含む。	に、
(担当課長)	教育環境支援グループ 子ども地域支援グループ	総括担当主査を含む。	

(担当

(担当

習課	生涯学習推進・施設グループ 社会教育グループ ネイパル深川グループ  ネイパル砂川グループ  ネイパル北見グループ  ネイパル厚岸グループ  ネイパル森グループ  ネイパル足寄グループ	総括担当主査を含む。  北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川駐在  北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川駐在  北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見駐在  北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸駐在  北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森駐在  北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄駐在
課長)	子ども地域支援グループ 読書推進グループ	総括担当主査を含む。
課長)	生涯学習推進センターグループ	総括担当主査を含む。 生涯学習推進センター駐在

を	生涯学習課	生涯学 社会教 生涯学 プ ネイパ
		ネイパ
		ネイパ
		ネイパ
		ネイパ
		ネイパ
		ネイパ

習推進・施設グループ 育・読書推進グループ 習推進センターグルー  ル深川グループ	総括担当主査を含む。  北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川駐在
---	---

ル砂川グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川駐在
ル北見グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見駐在
ル厚岸グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸駐在
ル森グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森駐在
ル足寄グループ	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄駐在

に改める。

(職員賞罰等審査委員会設置規程の一部改正)

第3条 職員賞罰等審査委員会設置規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表(1)の項第2欄中、「教育次長及び」を「教育部長、」に改め、「教育職員監」の次に「及び学校教育監」を加え、「局次長」を「担当局長」に改め、同表(2)の項第2欄中「教育次長及び」を「教育部長、」に改め「教育職員監」の次に「及び学校教育監」を加え、「局次長」を「担当局長」に改め、同表(3)の項第2欄中「教育次長及び」を「教育部長、」に改め「教育職員監」の次に「及び学校教育監」を加える。

第4条第1項中「教育次長の職にある者のうち教育長の指定する者」を「教育部長」に改め、同条第2項中「前項の規定により指定した教育次長」を「教育部長」に、「前項の規定により指定した教育次長以外の教育次長」を「学校教育監」に、「教育次長」を「教育部長及び学校教育監」に改める。

(北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部改正)

第4条 北海道教育委員会庁用自動車管理規程(昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「教育次長の職にある者のうち教育長の指定する者(以下「教育次長」という。)」を「教育部長」に改め、同条第4項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

第9条から第11条までの規定中「教育次長」を「教育部長」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「北海道教育庁教育次長」を「北海道教育庁教育部長」に改める。

(北海道教育庁等専決代決規程の一部改正)

第5条 北海道教育庁等専決代決規程(平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育次長」を「教育部長」に改め、「教育職員監」の次に「、学校教育監」を加え、「局長」の次に「、担当局長」を加える。

第3条中「教育次長」を「教育部長及び学校教育監」を加え、「局長」の次に「及び担当局長」を加える。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条中「教育次長」を「学校教育監」に改める。

別表第1教育次長又は教育職員監の項中「教育次長又は教育職員監」を「教育部長、教育職員監又は学校教育監」に改め、同項第3号中「局次長」を「担当局長」に改め、同表局長又は新しい高校づくり推進室長の項中「局長又は新しい高校づくり推進室長」を「局長、担当局長又は新しい高校づくり推進室長」に改める。

別表第2中 「局 課 教育次長 局長 課長 担当課長 教育局長」 を 「局 課 教育

局長又は学校教育監 局長又は担当局長 課長 担当課長 教育局長」に改め、

同表生涯学習課の項を次のように改める。

生涯 学習 課		社会教育法 (昭和24年法 律第207号) による社会教 育主事等の研 修の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校 卒業程度認 定試験に係 る報告</li> <li>2 社会教育 法による社 会教育主事 の資格の認 定</li> <li>3 道立図書 館の臨時休 館に関する 報告の受理</li> <li>4 道立青少 年体験活動 支援施設の 臨時休業又 は臨時休館 の承認</li> <li>5 道立青少 年体験活動 支援施設の 事業に係る 専門的技術 的事項に関 する決定</li> <li>6 道立生涯 学習推進セ ンターの臨 時休業に関 する報告の 受理</li> <li>7 道立生涯 学習推進セ ンターに係 る一般職に 属する非常 勤職員の任 用</li> <li>8 道立生涯 学習推進セ ンターが行 う事業に係 る特別職に 属する非常 勤職員の任 用</li> <li>9 道立生涯 学習推進セ ンターに係 る臨時職員 の任用</li> </ol>		
---------------	--	---	--	--	--

別表第2 教育職員局の部給与課の項教育局長の欄第3号中「(表彰等昇給を除く。)」を「(表

彰等昇給にあつては、永年勤務者表彰による昇給に限る。）」に改める。

（北海道教育委員会職員研修規程の一部改正）

**第6条** 北海道教育委員会職員研修規程（平成9年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「教育次長の職にある者のうち教育長の指定する者（以下「教育次長」という。）」を「教育部長」に、「推薦により教育次長」を「推薦により教育部長」に改める。

第5条、第6条（見出しを含む）、第8条から第10条までの規定及び第12条中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（道立学校自動車管理規程の一部改正）

**第7条** 道立学校自動車管理規程（平成18年北海道教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「教育次長の職にある者のうち教育長の指定する者（以下「教育次長」という。）」を「学校教育監」に改める。

第12条第1項及び第2項中「教育次長」を「学校教育監」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「北海道教育庁教育次長」を「北海道教育庁学校教育監」に改める。

#### 附 則

この教育長訓令は、平成27年6月1日から施行する。